

こくみんけんこうほけん こうがくりょうようひせいど じょうげんがく か
国民健康保険の 高額療養費制度 の 上限額などが 変わります。

こうがくりょうようひせいど
高額医療費制度 とは

びょういん げつ はら かね きんがく こ いちぶ かね もど せいど
病院に 1か月で 払ったお金が 決められた 金額を 超えていると、一部の お金が 戻ってくる 制度です。

ここでは、この金額を「上限額」といいます。

へんこうてん

★変更点

こうがくりょうようひ じょうげんがく あ

・高額療養費の 上限額が 上がります。

あた ねんかん じょうげんがく き

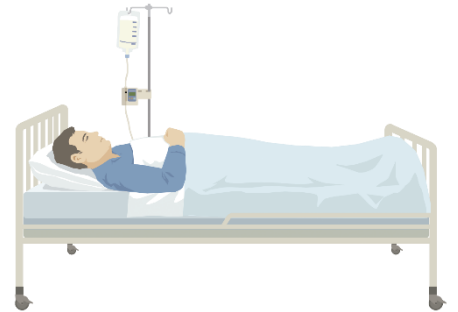
・新しく 1年間の 上限額が 決められます。

びょういん つか かね げつ じょうげんがく こ ねんかん じょうげんがく こ
病院で 使ったお金が 1か月の 上限額を 超えていなくても、1年間の 上限額を超えていれば、

じょうげんがく こ ぶん もど
上限額を 超えた分は 戻ってきます。

くわ ほーむ ペーじ
詳しくは、ホームページを みてください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8435/s000646.html>



とあいあわ こくみんけんこうほけん はい ひと
●問合せ（国民健康保険に 入っている人）

かくくほけんねんきんか
各区保険年金課

あおいぐ 葵区 ☎ 054-221-1070

するがく 駿河区 ☎ 054-287-8621

しみずく 清水区 ☎ 054-354-2141

ほけんねんきんか かりか
保険年金管理課 ☎ 054-221-1539

こくみんけんこうほけん いがい ほけん はい はい ほけんじゃ れんらく
※国民健康保険 以外の 保険に入っている人は、入っている 保険者に 連絡してください。